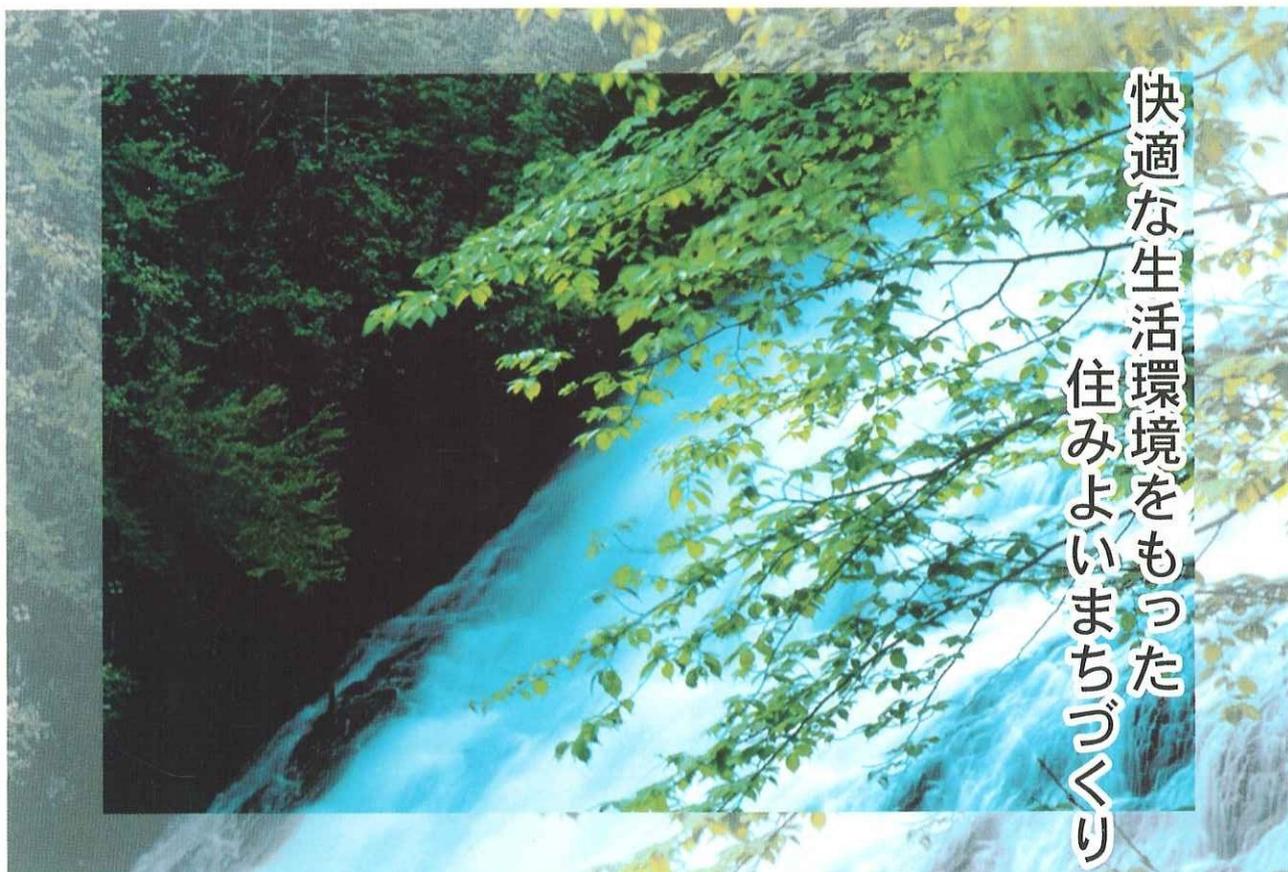


# 昭和町

## 下水道



快適な生活環境をもった  
住みよいまちづくり

下水道のてびき

下水道を進め、よみがえらせよう

ホタルの里 ■ 昭和町

# 町民のみなさまへ

地球は地表の70パーセントが水で覆われているため、水の惑星とも呼ばれています。そして、地球上の水は循環しています。海や地面に降った雨は、蒸発し雲になり、雨となって地表に降り注ぎます。そして、すべての生命は水の恩恵を受けて生活しています。このような水の循環の中、自然の災害や生命の営みが原因で、水が汚れることがあります。しかし、少しぐらいの水の汚れなら、川や海の浄化能力と微生物の分解で水はきれいになっていました。今、生活排水の量とその汚れが、自然の持つ浄化能力の限界を超えています。そのため、汚れた水はそのまま川を下って海に流れ込み、自然の生態系に悪い影響をおよぼしています。

では、私たちにできることは何でしょう？それは、生活排水の量とその汚れを減らすこと、そして汚した水はきれいにして川や海に戻すことです。

青空と緑と産業のまち昭和町では、快適で衛生的な生活環境づくりと公共水域の水質保全を図るため、下水道の整備を進めています。



# Q

## 下水道のある生活・ ない生活ではどちらがうの？

# A

下水道ができるとくみ取り便所は水洗トイレとして使用できるようになり、道路を歩いても生活排水による道路の溝からの不快な臭いがなくなり、住みやすくなります。また、地球の環境破壊を防ぐことにもなります。



### 1 川の水がきれいになります

汚れた水を下水処理場できれいな水にして川に返すので、魚も住みやすくなり、きれいな川で水遊びができます。

### 2 下水道ができ、水がきれいになると、町を気持ちよく歩けます

溝や川の水がきれいになると、不快な臭いがなくなり、伝染病のもとになる蚊やハエも発生しなくなります。

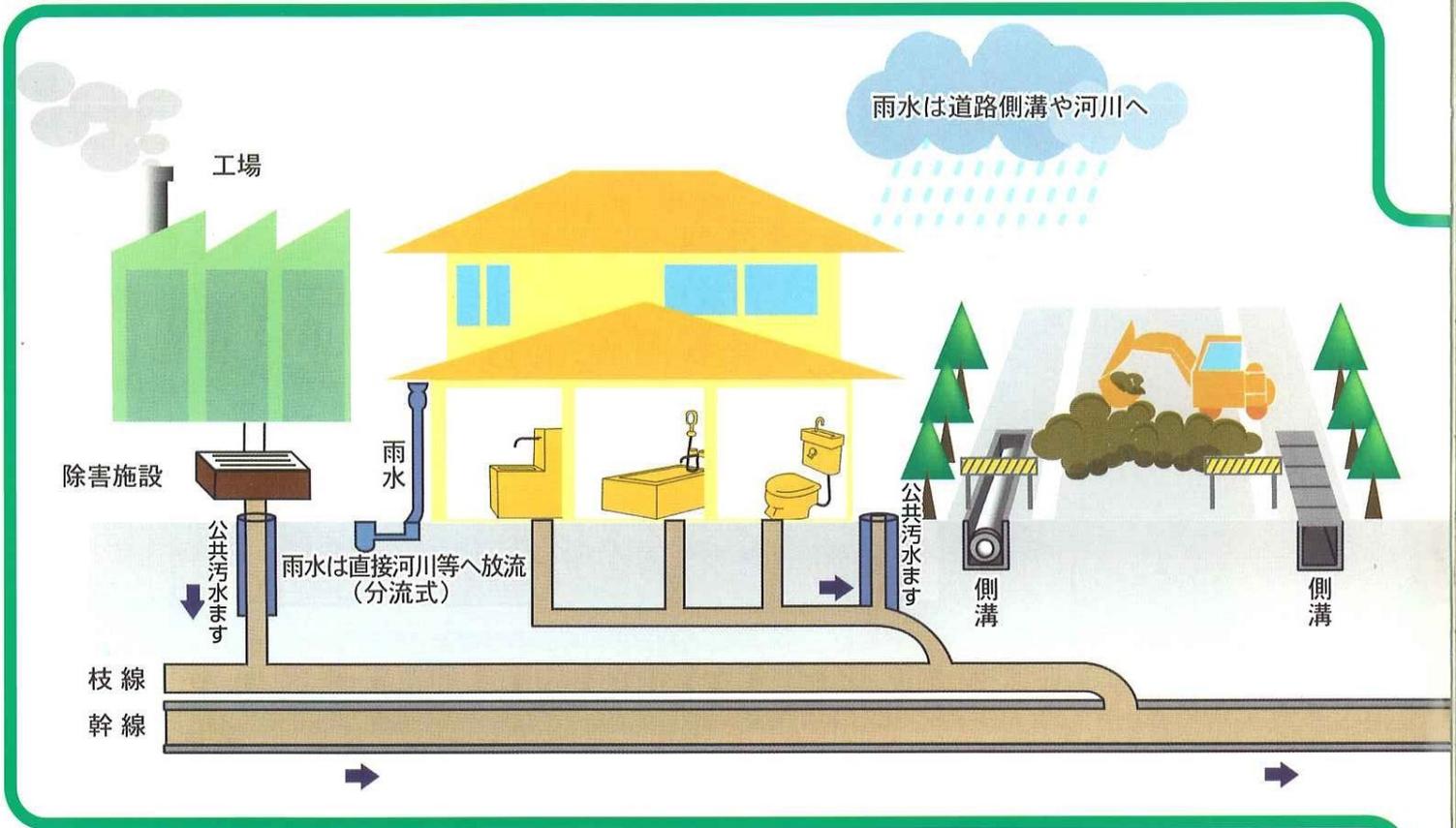
### 3 快適な暮らしを送れます

水洗トイレが使えるので、清潔で、快適な毎日を過ごせるようになります。それに、子どもやお年寄りにも安全で安心です。



# 下水道のしくみ

家庭からの生活排水や工場排水は、公共污水ますから下水道管を通して浄化センターに集められ、きれいな水となって直接川に放流されます。



## 除害施設

工場や事業所などから有害な物質を含んでいる排水を下水道に流す場合は、下水道施設の機能を妨げないように、有害物質を取除く除害施設を設置しなければなりません。

## 1 沈砂池

処理場に流されてきた下水は沈砂池に入り、土砂とゴミとが取り除かれます。

一般に流入渠が深いので、この沈砂池も地中深くに築造されることが多いものです。

### ● 下水を排除する方法（分流式と合流式） ●

下水道で污水や雨水を排除する方法には二つの種類があります。

**分流式**… 污水と雨水を別々に集めて、污水は浄化センターで処理し、雨水は処理しないでそのまま川に流す方式です。

**合流式**… 污水と雨水を一緒に集めて、浄化センターで処理する方式です。

★昭和町は、分流式を採用しています。

### 3 エアレーション・タンク

この池では、下水に活性汚泥という下水をきれいにする力のある泥を加えます。

同時に、空気を散気筒を通して吹き込み、よく混ぜます。

この結果、活性汚泥中の微生物の力によって水は浄化され、また、下水中の汚泥は沈みやすくなります。

### 4 最終沈澱池

この池で活性汚泥は沈められ上澄水はすっかりきれいになります。

活性汚泥の一部分はエアレーション・タンクに送り返し、繰り返して下水の浄化に使います。

なお、余った活性汚泥は余剰汚泥といい、最初沈澱池に送られ、そこから汚泥濃縮タンクに送られます。

### 5 滅菌施設

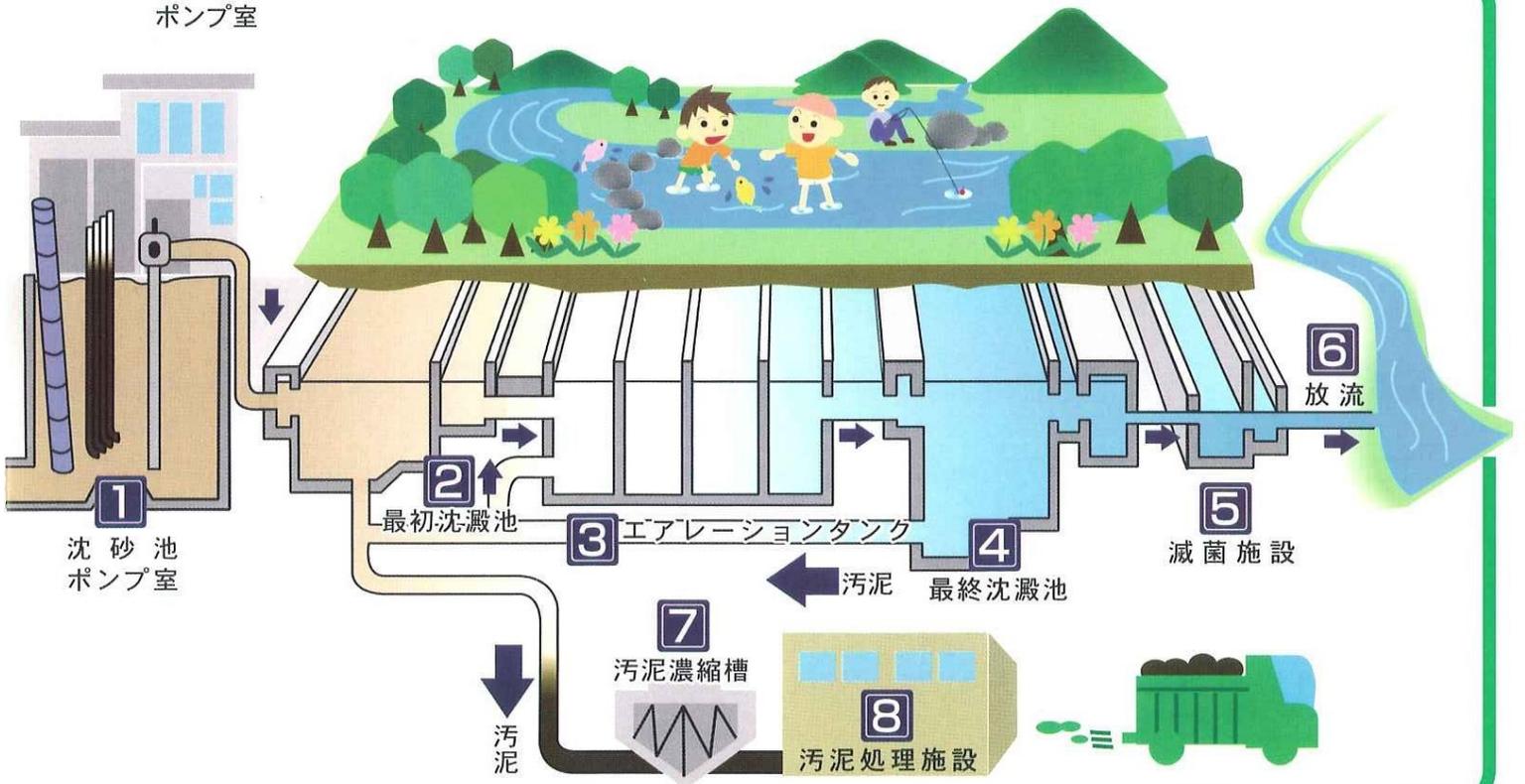
この池では、塩素が注入され細菌が殺されます。

このようにして処理された水は川に放流されます。

### 6 放流

きれいな水を放流します。

ポンプ室



### 2 最初沈澱池

この池で下水がゆっくり流れる間に、汚泥が地底に沈みます。

この沈んだ汚泥を生汚泥といい、ポンプで引抜かれ、汚泥濃縮タンクに圧送されます。

上澄水は更にきれいにするためエアレーション・タンクに送られます。

### 7 汚泥濃縮槽

最初沈澱池などから引抜かれた汚泥は、このタンクに入れられ、水分が少なくされます。

### 8 汚泥処理施設

#### 汚泥消化タンク

濃縮された汚泥は多くの有機物を含んでいるので、このタンクで蒸気を吹きこんで加熱かくはんし、有機物を分解させます。ここで発生するメタンガスは脱硫装置を汚泥脱水機を通してガスタンクに送られます。

#### 汚泥脱水機

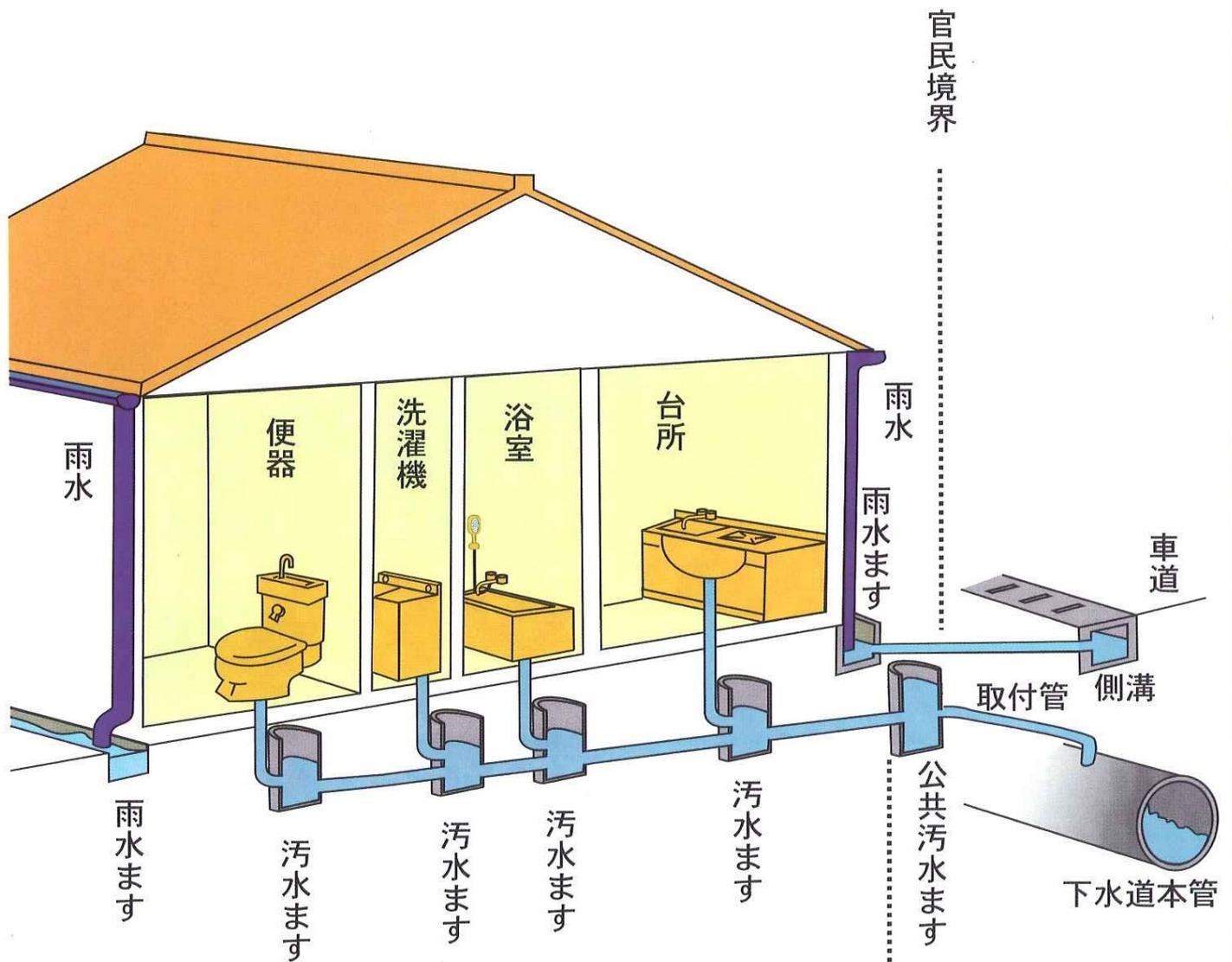
汚泥は、加圧濾過機(フィルター・プレス)で脱水し、ダンプトラック等で搬出し、埋立処分します。

# Q

## 下水道を使うにはどうすればいいの？

# A

各家庭で排水設備の工事をしなければなりません。排水設備とは、個人の敷地内に設置し、家庭から出る台所・風呂・水洗トイレなどの汚水を、直接公共下水道に流すための污水管や污水ますなどのことです。これらの污水管や污水ますは各家庭で設置し、補修や点検などの管理をしてもらうことになります。そして、公共污水ますからが町の管理する公共下水道になります。



排水設備 (個人で設置、管理)

公共下水道  
(町で建設、管理)

# 1日も早く下水道へ接続を

## ■下水道接続は1年以内に

下水道工事が終わった区域ごとに“供用開始の告示”を行います。供用開始（下水道の使用が可能）になった区域内の土地の所有者、使用者または占有者はすみやかに下水道へ接続させるための排水設備を設置しなければなりません。（下水道法第10条）

### 昭和町下水道条例

#### 第4条（排水設備の設置義務）

公共下水道の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、当該日から**1年以内**に当該排水設備を設置しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で町長の許可を得たときは、この限りではない。

- (1) 災害等のために期限内に排水設備を設置できない場合
- (2) 家屋の建築のために期限内に排水設備を設置できない場合
- (3) 土地区画整理事業の事業許可区域内で住宅移転が確実な場合
- (4) 期限内に転居等が確実な場合
- (5) その他特別な事情があると町長が認めた場合

※期限内に排水設備を設置できないことの許可を受けようとする者は、公共下水道接続延長許可申請書を町長に提出しなければなりません。

## ■くみ取り便所の水洗化は3年以内に

くみ取り便所を所有している場合は、供用開始（下水道の使用が可能）になってから**3年以内**に水洗便所にかえ、下水道へ接続しなければなりません。（下水道法第11条の3）

※水洗便所改造助成金制度がありますので、御活用ください。（10ページ参照）

**浄化槽**は、維持管理が悪いと悪臭などで周辺環境を悪化させる原因となりますので、下水道が使えるようになった地域では、直接下水道に流す水洗トイレにかえてください。

**公共下水道**の使用ができる区域内に建物を新築したり、増築・改築する場合は、下水道使用でないと許可を受けることはできません。

くみ取り式のトイレの場合

合併浄化槽式のトイレの場合



このように改造します

# 排水設備工事の手続き

排水設備の工事を行える業者は、「昭和町排水設備指定工事店」です。  
工事の申請から完成までの諸手続きは、あなたに代わって指定工事店が行います。  
工事完成までの流れは、次のとおりです。

- 1** まず、改造計画を立てます  
トイレは洋式にするのか和式にするのかなどを検討します。



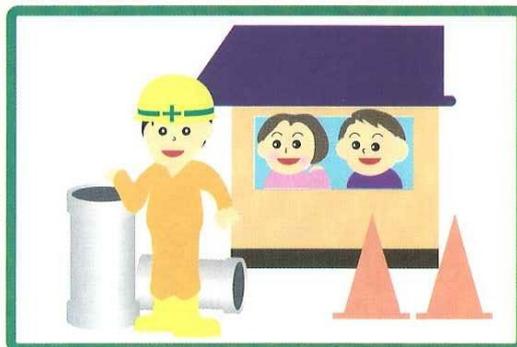
- 4** 町が書類審査を行います(契約後)  
指定工事店から提出された申請者の工事内容についての審査を行います。



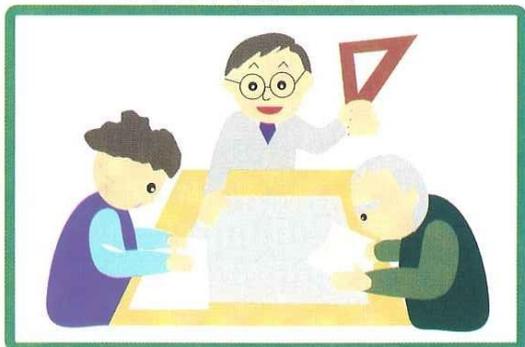
- 2** 昭和町指定工事店に見積りを依頼します  
昭和町指定工事店の中から業者を選んで、設計および見積りを依頼します。



- 5** 工事を施工します  
台所・風呂・トイレなどから公共汚水ますまでの排水管、汚水ますの布設、便器などの据え付けなどを行います。



- 3** 指定工事店に工事の依頼(契約)をします  
指定工事店が、町への手続きを代行します。融資あっせん制度や水洗便所改造助成金制度もありますので、利用される方はこのとき申し出てください。



- 6** 町が工事完了検査を行います  
指定工事店は、工事完了届及び公共下水道使用開始届を町に提出し、町は完成検査を行います。検査に合格すると、「検査済証」を交付し、下水道を使用することができます。



# 下水道の使用料について

## ■下水道使用料の決め方

汚水量の認定は、（従前のおり）

☆甲府市上下水道局(水道局)の上水道使用量による。

☆井戸水等のみをご利用の世帯は、1ヶ月につき世帯構成員1人あたり8㎡の汚水量とする。(以下「基準認定水量」という)

☆上水道と井戸水併用の場合は、上下水道局の上水道使用量に1か月につき世帯構成員1人あたり4㎡の水量を加えた量を汚水量とする。ただし、使用水量が基準認定水量以下の場合は、基準認定水量とする。

## ■使用料金のお支払い

原則として2ヶ月ごとに計算し、お支払いいただきます。

上下水道使用料として一括で甲府市上下水道局からの請求となります。

ただし、井戸水をご使用または上水道・井戸水併用のお宅については、下水道使用料は昭和町からの請求となります。

## ■下水道使用料金表<2ヶ月分>

汚水の種類	汚水量	料金
一般用	開栓中0㎡から 20㎡まで	2,000円
	21㎡から 60㎡まで	1㎡につき120円
	61㎡から100㎡まで	1㎡につき150円
	101㎡以上	1㎡につき180円
公衆浴場		1㎡につき 70円
臨時用		1㎡につき160円

※使用料は、上記により算定された金額に消費税10%を加算した額となります。

### 使用料金の計算例

下水道使用量が2ヶ月65㎡使用の場合

20㎡まで 2,000円

21㎡から 60㎡まで  $40㎡ \times 120円 = 4,800円$

61㎡から 100㎡まで  $5㎡ \times 150円 = 750円$

計7,550円

※消費税加算  $7,550円 \times 1.10 = 8,305円$   
が下水道使用料となります。

### ●料金の徴収方法●

下水道使用料は町で発行する  
納入通知書により納入してください。

※コンビニ収納可能

口座振替によるお支払いも可能です。

使用料の納入はぜひ、  
便利な口座振替を  
ご活用ください。

# 融資あっせん制度

町では、下水道を使える地域で今あるトイレや雑排水を下水道に接続する場合、融資を金融機関より借りられるようあっせんしますのでお気軽にご相談ください。

## ■融資あっせん額は

下水道排水設備に必要な工事資金50万円以内です。

## ■利子は

融資は無利子です。あなたに代わって町が負担します。

## ■償還は

融資を受けた日から3年以内の毎月元利償還です。

1年ごとに償還完了後、利子分は町より金融機関を経由して返金になります。

## ■融資あっせんの要件は

- ① 下水道事業受益者負担金並びに町税を滞納していないこと。
- ② 下水道供用開始となった日から1年以内に工事が完了する見込みがあること。
- ③ 確実な連帯保証人を有すること。（公証人役場での有料証明が必要となります）
- ④ 居住の用に供する家屋（新築住宅を除く）であること。
- ⑤ 会社及びその他の法人については対象になりません。

## ■申し込み

下水道排水設備工事計画確認申請書（指定工事店代行）の提出の際、連帯保証人となる者と連署し、町税納税証明書を添付して、融資あっせん申請書を提出してください。



無利子で  
**50万円**  
以内！

# 水洗便所改造助成金制度

下水道処理区域内において、くみ取り便所を水洗便所に改造して公共下水道に接続する工事を行う者に対し、水洗便所改造助成金の交付を行います。

## ■助成金の対象

- 1 下水道供用開始区域内において供用開始日から3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造して、公共下水道に接続する工事（ただし、タイル工事や大工工事は含まれません）。
- 2 下水道事業受益者負担金及び町税を滞納していないこと。
- 3 居住の用に供する家屋であること。
- 4 官公署、会社及びその他の法人でないこと。

## ■助成金の額

30万円を工事費の限度額とする。

供用開始より何年目	助成金の割合	助成金上限
1年目の工事	工事費の1/3	10万円
2年目の工事	工事費の1/10	3万円
3年目の工事	工事費の1/20	1万5千円

(千円未満切り捨て)

※助成金と貸付金の2つを受けたい方は、助成金額を差し引いた残りが貸付金の対象となります。



# みなさん正しく使いましょう

みなさんに正しく下水道を使っていただくため、いくつかのお願いがあります。  
日常のほんの少しの心がけで、できることです。

- 台所のゴミや天ぷら油を排水口に流さないでください。
- 風呂場や洗面所の排水口についた髪の毛を流さないでください。
- 水洗トイレに溶けない紙や紙おむつ、タバコなど流さないでください。
- ディスポーザーは、管の詰まりや悪臭の発生など公共下水道に悪影響を与えますので使用しないでください。

※ディスポーザーとは、主に家庭の排水設備に設置する生ごみ処理機のこと。  
一般的に生ごみを機械で粉碎して水と一緒に流下させるもの。

引越しの時、又は、井戸水等使用世帯で、世帯員の人数に異動が生じる場合は  
前もってご連絡ください。



このデザインは  
町内の河川が下水道によって  
きれいになることにより  
かつて町の象徴であった  
源氏蛭がよみがえることを願い  
清流を舞う姿をイメージし  
デザインした  
下水道マンホールのふたです

## ■お問い合わせ先■

### 昭和町下水道課

〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越542-2

TEL 055-275-8356

FAX 055-275-5250

E-mail gesuido@town.yamanashi-showa.lg.jp